

227 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験終了生徒の内試験得点六十点以上の者貫属氏名回送依頼及び及第証書の件に付照会
〔明治二十年十一月九日〕

職第三九八号

〔欄外注記1〕

〔欄外注記2〕 貴大学ニ於テ試験ヲ終リタル監督私立法律学校生徒之内試験得点六十点以上之者ノ貫属氏名取調上入用之義有之候間御回送被下度及御依頼候尚又及第証書御渡之義ハ自是何分之義及御掛合候までハ御見合せ置相成度此段併而及御照会候也

明治二十年十一月九日

司法大臣秘書官 菊池武夫 印

帝国大学総長 渡邊洪基殿

〔欄外注記1〕

〔永井久一郎〕

④

〔欄外注記2〕

〔本書之趣至急取調督学局ノ秘書官へ御通知相成候也〕
〔渡辺洪基〕

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、④